

県産材住宅建設事業者支援事業費補助金実施要領

令和3年7月8日 県流第231号林政部長通知

(目的)

第1条 木材価格の急激な価格上昇分を費用負担しなければならない事業者の事業継続性を確保し、また非木質建材への県産材離れを抑止することにより県産材需要拡大を図ることを目的として、岐阜証明材推進制度実施要領(平成19年4月1日施行)により産地、合法性を証明された木材(以下、「ぎふ証明材」という。)又はぎふ性能表示材推進制度実施要領(平成22年6月11日施行。以下「性能表示制度」という。)により認証された木材(以下、「ぎふ性能表示材」という。)等を構造材に一定量以上使用した住宅等を建築する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その取扱いは岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱(平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 申請住宅

当該事業補助金の交付を受ける対象として申請した住宅

(2) 補助住宅

事業補助金の交付を受ける対象となった住宅

(3) 構造材

土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木に使用される部材

(4) 横架材

梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木に使用される部材

(5) 内装材

住宅内部の床面、壁面および天井面に内装仕上げとして使用される資材

(6) 工事着手

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号、以下「建築基準法」という。)第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅等については、同法第6条第4項の規定による確認済証交付日とする。なお、同法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が不要な住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の受付日とする。

(7) 工事完了

建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の申請が必要な住宅等については、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証交付日とする。同法第7条の申請が不要な住宅等については、工事完了報告書(様式第4号)又は工事完了日を明記する書類(工事完了引渡証明書等)に記載する工事完成日とする。

(8) ぎふの木で家づくり支援事業対象住宅

「ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領(平成19年3月23日県流第508号部長通知。以下「家づくり支援事業実施要領」という。)」に基づき県内新築タイプ又は県外新築タイプについて補助金交付申請を行い、その補助対象となった住宅

(補助金交付対象者等の要件)

第3条 補助金の交付対象者は、次の第2項及び第3項に該当する住宅を建設する県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有する事業者とし、かつ第5項の条件に該当するものを対象とする。

- 2 令和3年7月8日以降に工事着手し、令和4年2月28日までに工事完了する住宅
- 3 次のすべての条件に該当するものとする。
 - ①補助金の交付を受けようとするもの（以下「申込者」という。）と異なる建築主が自ら又は家族が居住するため建築する一戸建て木造住宅
 - ②次の木材使用量のいずれかの条件を満たす住宅
 - ・「ぎふ性能表示材」を構造材の80%以上、かつ横架材に6 m³以上使用すること
 - ・「ぎふ性能表示材」を構造材の80%以上、かつ横架材に「ぎふ性能表示材」を4 m³以上使用し、内装材に「ぎふ証明材」又は「ぎふ性能表示材」を20 m²以上使用すること
- 4 前項②に規定する構造材及び横架材について、性能表示制度の対象とならない形状又は規格による場合はぎふ証明材とする。
- 5 第2項から第4項の住宅で使用された構造用木材の費用について、建築主との工事契約時と木材調達時で28万円以上増額が認められ、かつその増額分について申込者が28万円以上費用負担していること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1棟あたり140,000円とする。

（補助住宅の申請）

- 第5条 第3条第2項及び第3項の要件に該当する住宅において、申込者は工事完了から60日以内に、補助住宅申込書兼補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表1に定める書類を添付し、申請する住宅の所在地が県内の場合、その住所地を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）を経由して知事に、県外の場合は、知事に提出しなければならない。
- 2 申請住宅の申請期間は、令和3年7月8日から令和4年2月28日までとする。
 - 3 所長又は知事は、前項により提出された交付申請書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該交付申請書に受付番号と受付年月日を記入し、受理印を押して、写しを申込者に交付するものとする。
 - 4 所長は受理した交付申請書の内容を翌日までに申込者管理表（様式第9号）により県産材流通課長（以下「課長」という。）へ報告するものとする。

（事業内容の確認）

- 第6条 所長又は知事は第5条第1項に定める交付申請書の受理後、別に定める確認要領（以下「確認要領」という。）により書類確認及び必要に応じて現地確認を行うものとする。
- 2 申込者は現地確認に立ち会うものとする。
 - 3 確認要領第2条第2項に規定する確認者（以下「確認者」という。）は、交付申請書受理後速やかに現地確認の日程を決定するものとする。
 - 4 確認者は、事業確認後、事業確認調書（様式第5号）を作成するものとする。

（補助住宅等の採択等）

- 第7条 知事は、前条の事業確認の結果、補助住宅として適当であるとの報告のあった申請住宅を補助住宅と決定するものとする。
- 2 前項により決定した申請住宅の申込者に対し、知事は、規則第5条第1項及び第14条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を通知（様式第6号）するものとする。
 - 3 知事は、補助住宅として採択されなかった申込者に対して、補助住宅の不採択を通知（様式第7号）するものとする。
 - 4 課長は、前項の結果を補助住宅採択結果一覧（様式第10号）により所長に通知するものとする。

(補助金の請求・支払)

第8条 申込者は、第7条第2項の交付決定及び額の確定の通知を受けた場合、別に定める期日までに補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、申込者から前項の補助金交付請求書の提出があった場合、受理した日から15日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第9条 申込者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し、不正な行為があった場合、知事は、補助金の交付決定の取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

第10条 所長は、交付申請書、確認調書の写しをとりまとめ、課長に提出するものとする。

2 申込者は当該事業の遂行にあたり岐阜県に全面的に協力するものとする。

3 補助金の交付を受けたものは、県産材の利用拡大のため、県からの県産材や木造住宅に関するアンケートへの協力、補助対象となった木造住宅に関する情報提供等に協力するものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年7月8日から施行する。

別表1（第5条関連）補助住宅等の申請

補助住宅等申込書兼補助金交付申請書（様式第1号）には次の書類を添付するものとする。

補助住宅等申込書兼補助金交付申請書（様式第1号）の添付資料	
①	県産材住宅建設事業者支援事業補助住宅等概要書（様式第2号）
②	工事着手日が確認できる書類 （建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅等） 第6条第1項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び同条第4項の規定による確認済証の写し （上記以外の住宅等） 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
③	申請住宅の建築場所を示した位置図
④	申請住宅の各階の平面図
⑤	工事完了日が確認できる書類 （建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の申請が必要な住宅等） 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し （上記以外の住宅等） 工事完了報告書（様式第4号）又は工事完了日を明記する書類（工事完了引渡証明書等）
⑥	当初契約時の構造材にかかる「木材使用量計算書（様式第3号）」
⑦	実際に使用した構造材にかかる「木材使用量計算書（様式第3号）」
⑧	当初契約時の製材工場又は木材流通事業者等からの見積書（構造材にかかる費用がわかるもの）
⑨	※変更契約があれば変更契約時の製材工場又は木材流通事業者等からの見積書
⑩	実際の木材調達時の製材工場又は木材流通事業者等からの納品書又は請求書 （部材や価格が記載されており、⑧や⑨との価格差を比較できるもの）
⑪	⑩にかかる支払い証明書類
⑫	口座振込依頼書兼債権者登録票（別紙様式） 振込先の通帳の写し（表紙の裏などで、名義人名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ） ※過去に県の機関に提出している場合は、提出の必要はありません。（県庁県産材流通課若しくは申請書を提出する農林事務所林業課に問い合わせてください。）
ぎふの木で家づくり支援事業に併用して申請している住宅の場合	
⑬	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書兼補助金交付申請書（写し※） ※ <u>上記①～③、⑤～⑦の添付は不要ですが、ぎふの木で家づくり支援事業で提出する木材使用量計算書（ぎふの木で家づくり支援事業実施要領 様式第3号）を添付してください。</u>